

町民の皆さんへ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

(最新の情報は、栗山町ホームページや広報くりやまなどでご確認ください)

給付金等	特別定額給付金の支給対象範囲拡大	町	国の「特別定額給付金」の対象とならない 基準日（4 月 27 日）の「翌日以降、令和 3 年 3 月 31 日」までに生まれた方 、また、 令和 3 年 3 月 31 日時点で母子手帳を交付されている妊婦 に対して、家計支援の拡大を図るため、 一人あたり 10 万円を給付 します。	栗山町福祉課高齢者・介護・医療グループ ☎ 0123-73-7507
	子育て世帯への臨時特別給付金		児童手当（本則給付）を受給する世帯 に対し、 対象児童一人あたり 1 万円を支給 しています。 （公務員以外の方の支給は終了しています／公務員の方の申請受付期間は 9 月 30 日(水)まで）	栗山町福祉課福祉・子育てグループ ☎ 0123-73-2222
	国民健康保険等の傷病手当金の支給		新型コロナウイルスに 感染したり、感染が疑われたりして無給や減給になった場合 に、 国民健康保険、後期高齢者医療の傷病手当金 が受け取れる場合があります。	栗山町住民保健課国保グループ ☎ 0123-73-7508
	高校生等奨学給付金（道立高校・私立高校）	道	家計急変世帯 に対して、 授業料等以外の教育に必要な経費を給付 します。	道立高校：北海道教育庁高校教育課 ☎ 011-204-5760 私立高校：北海道庁学事課 ☎ 011-204-5066
	ひとり親世帯への臨時特別給付金	国	① 児童扶養手当受給世帯等 に対して 一世帯 5 万円（第 2 子以降一人あたり 3 万円加算）を支給 します。（申告不要） ② 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等 に対して 一世帯 5 万円を支給 します。（要申告）	ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-400-903
	労災保険の休業補償		業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症 した者であると認められる場合には 労災保険給付の対象（平均賃金の 80%補償） となります。	岩見沢労働基準監督署 ☎ 0126-22-4490
	住居確保給付金の支給対象範囲拡大		休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方 に対し、 家賃相当額（上限あり）を支給 します。	そらち生活サポートセンター ☎ 0126-35-5414・0120-279-234
	高等教育修学支援新制度		予期できない事由により家計が急変し、世帯（父母等）の収入が減った場合、授業料等減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301
貸付 （生活資金に不安）	緊急小口資金 主に休業された方等向け	社協	最大 20 万円 を貸付 （据置期間）貸付日から 1 年以内（返済期間）据置期間経過後 2 年以内（貸付利子）無利子	栗山町社会福祉協議会 ☎ 0123-72-1322
	総合支援資金（生活支援費） 主に失業された方等向け		単身世帯：月 15 万円以内、複数世帯：月 20 万円以内 を貸付 （据置期間）貸付日から 1 年以内（返済期間）据置期間経過後 10 年以内（貸付期間）原則 3 カ月以内（貸付利子）無利子	
	勤労者福祉資金 勤労されている方や離職された方向け	道	中小企業従業員、非正規雇用労働者：120 万円以内 （金利 年 1.6%、保証料 年 0.5%） 季節労働者：120 万円以内 （金利 年 0.6%、保証料免除） 事業主都合の離職者：100 万円以内 （金利 年 0.6%、保証料免除）	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5346 北海道庁雇用労政課 ☎ 011-204-5354
猶予等	納税の猶予 （町税・道税・国税など）	町 道 国	町税・道税・国税について期限内に納税ができない場合は、納税の猶予が適用できる場合があります。	町税：栗山町税務課収納グループ ☎ 0123-73-7506 道税：空知総合振興局課税課・納税課 ☎ 0126-20-0055 国税：札幌国税局猶予相談センター ☎ 0120-291-675
	国民年金保険料の免除・猶予	町 国	支払いが困難になった方 を対象に 国民年金保険料の支払いの免除・猶予が適用される場合があります。	栗山町住民保健課国保グループ☎ 0123-73-7508 岩見沢年金事務所 ☎ 0126-22-0827
	国民健康保険税等の減免・猶予など	町	新型コロナウイルス感染症の影響により 収入の減少等、一定の条件に該当する方 を対象に 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免 します。また、 支払いが困難になった方 を対象に 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払いの猶予が適用できる場合があります。	栗山町税務課課税グループ ☎ 0123-73-7505
	上下水道料金の猶予		支払いが困難になった方 を対象に、 上下水道料金の支払いの猶予が適用できる場合があります。	栗山町上下水道課上下水道グループ ☎ 0123-73-7514
	学校給食費の無償化		児童生徒の保護者 を対象に、2 学期及び 3 学期（令和 2 年 8 月～令和 3 年 3 月分）の 学校給食費を無償 にします。	栗山町教育委員会学校教育課学校教育グループ ☎ 0123-72-1117

事業者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

令和 2 年 9 月 1 日現在

(最新の情報は、栗山町ホームページや広報くりやまなどでご確認ください)

給付金等	中小企業等特別給付金	町	売上げの減少が 前年同月比 20%以上 50%未満 の、国の持続化給付金の支給対象とならない事業者に対して、 町が一律 10 万円を支給 しています。(申請期限 令和 3 年 1 月 15 日(金))	栗山町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 0123-73-7516
	持続化給付金	国	ひと月の売上げが 前年同月比で 50%以上減少 した事業者に対して、以下の範囲内で給付金を支給します。 法人： 上限 200 万円 個人事業者： 上限 100 万円 (申請期限 令和 3 年 1 月 15 日(金))	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570 持続化給付金サポート窓口 Web 予約： https://www.jizokuka-kyufu.jp/ 電話予約 (自動)：0120-835-130 電話予約 (オペレーター対応)：0570-077-866
	特別家賃支援給付金	町	売上げの急減に直面する事業者 に対して、 国の家賃支援給付金に上乗せする形で給付金を支給 します。 給付率： 1／3 法人： 上限 25 万円／月 個人事業者： 上限 12.5 万円／月 給付期間： 6 カ月 (申請期限 令和 3 年 2 月 1 日(月))	栗山町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 0123-73-7516
	家賃支援給付金	国	5 ～ 12 月の売上高 について、 1 カ月で前年同月比 50%以上減少 、または 連続する 3 カ月の売上げが前年同期比で 30%以上減少 した事業者に対して、申請時の直近 1 カ月における支払賃料に基づき算定した給付額を支給します。 給付率： 2／3 法人： 上限 100 万円／月 個人事業者： 上限 50 万円／月 給付期間： 6 カ月 (申請期限 令和 3 年 1 月 15 日(金))	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
	両立支援等助成金介護離職防止支援コース	道	介護のための有給の休暇制度を整備し、当該休暇を合計して 5 日以上取得させた事業主 を支援します。(法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇を除く) (1 中小事業主あたり 5 人まで申請可能) 合計 5 日以上 10 日未満： 20 万円／人 合計 10 日以上： 35 万円／人 (対象期間 令和 3 年 3 月 31 日(木)まで)	北海道労働局雇用環境・均等部企画課 ☎ 011-788-7874
	母性健康管理措置による休暇取得支援助成金		医師等の指導により休業が必要とされた 妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、当該休暇を合計して 5 日以上取得させた事業主 を支援します。(年次有給休暇を除く) (1 事業所あたり 20 人まで申請可能) 合計 5 日以上 20 日未満： 25 万円／人 以降 20 日ごとに 15 万円加算 (上限 100 万円) (対象期間 令和 3 年 1 月 31 日(日)まで)	北海道労働局雇用環境・均等部指導課 ☎ 011-709-2715
	雇用調整助成金	国	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。(対象期間 9 月 30 日(木)まで) 助成率：中小企業 4／5 (要件を満たす場合 最大 10／10)、大企業 2／3 (要件を満たす場合 最大 3／4) 上限： 15,000 円／日	雇用助成金さっぽろセンター ☎ 011-788-2294 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
	小学校休業等対応助成金・支援金 (雇用者／個人事業主等)		小学校等の臨時休業などに伴い、子どもなどの世話で休暇を取得させた場合や、休業をした場合に、助成金を支給します。(申請期限 12 月 28 日(月)) ・従業員に有給休暇 (年次有給休暇除く) を取得させた事業主 上限 15,000 円／日 ・個人事業主またはフリーランス 7,500 円 (定額)／日	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
貸付等 (資金繰りを改善)	資金保証料等の補給	町	栗山町中小企業振興資金 並びに 北海道経済環境変化対応資金 の融資を受けた 中小企業者等 に対し、 利子及び保証料の全額 を補給します。	栗山町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 0123-73-7516
	栗山町中小企業振興資金の据置期間の設定		栗山町中小企業振興資金 (運転資金) を借り入れした場合、その 融資期間に 1 年間の据置期間を設定 (実施日程) 令和 2 年 5 月 1 日以降の融資実行日 (新規借入) より適用	
	道の融資制度 (中小企業総合振興資金)	道	【無利子融資】「新型コロナウイルス感染症対応資金」などを創設しました。(取扱期間は、令和 3 年 1 月 31 日(日)まで) 融資金額 最大 6,000 万円 、据置 最大 5 年間 (一定の要件を満たした場合に 3 年間の実質無利子及び保証料の減免)	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5346
	日本政策金融公庫の融資	国	【無利子融資】 当初 3 年間実質無利子 の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫札幌支店 ☎ 011-281-5221
猶予等	商工中金の融資			商工中金札幌支店 ☎ 011-241-7231
	申告期限等の延長、 納税の猶予 (町税・道税・国税など)	町道国	町税・道税・国税について期限内に納税や申告ができない場合は、申告期限の延長や納税の猶予が適用 できる場合があります。	町税：栗山町税務課収納グループ ☎ 0123-73-7506 道税：空知総合振興局課税課・納税課 ☎ 0126-20-0055 国税 延長：岩見沢税務署 ☎ 0126-22-0810 猶予：札幌国税局猶予相談センター ☎ 0120-291-675
	水道基本料金の減免	町	厳しい経営状況下に置かれた 法人、または個人事業主 を対象に、 令和 2 年 9 月から令和 3 年 3 月分まで (7 カ月分) の水道料金の基本料金を減免 します。(申告期間は、9 月 15 日(火)まで)	栗山町上下水道課上下水道グループ ☎ 0123-73-7514
	上下水道料金の猶予		支払いが困難になった方 を対象に、 上下水道料金の支払いの猶予が適用 できる場合があります。	
	厚生年金保険料等の納付猶予	国	厚生年金保険料、労働保険料等の納付の猶予が適用 される場合があります。	厚生年金：岩見沢年金事務所 ☎ 0126-22-0827 労働保険：北海道労働局 ☎ 011-776-6099